

広報

ざま

【座間市のお知らせ】 No.837



平成21年  
(2009年)

7.15

市の人口 128,677人 (+917人)  
男65,676人 女63,001人  
市の世帯数 53,346世帯 (+801世帯)  
平成21年6月1日現在 ( )は前年同月との増減

- 8月は道路ふれあい月間(2面)
- みんなの健康(3面)
- 行政改革と行政評価の取り組み状況(4・5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 市の花ひまわり写真コンクール(8面)

# 座間の夏！ヒマワリの夏！



## ひまわり祭・ひまわり広場案内図

今年の「ひまわり祭」は、次の会場と日程で開催します。

### 1 栗原地区ひまわり広場

- とき 7月25日(土) 午前10時～午後2時(雨天の場合は翌26日)
- 内容 野菜・ヒマワリの切り花直売、特産品「本格焼酎ひまわり」の販売など

### 2 座架依橋南側ひまわり広場

- とき 8月22日(土) 午前10時～午後2時(雨天の場合は翌23日)
- 内容 野菜・ヒマワリの切り花直売、特産品「本格焼酎ひまわり」・飲み物・竹細工の販売など

※8月22日のみ、座間駅～会場間をシャトルバスが運行します。詳細は市農政課に問い合わせるか、市ひまわり推進協議会ホームページをご覧ください。



### お願い

- ※ひまわり広場とその周辺には駐車場はありません。ご来場には、電車やバスをご利用ください。路上駐車や農地への車の乗り入れはしないでください。
- ※ひまわり広場内は、給水施設がなく日陰が少ないので、帽子をかぶるなど暑さ対策を十分にしてください。

担当 市ひまわり推進協議会事務局

(JAさがみ座間営業センター内) ☎046(251)0011  
農政課 ☎046(252)7601 팩046(255)3550

座間の夏の風物詩となったひまわり広場は平成五年から農協青年部が中心となって荒廃地、遊休農地対策の一環として、植栽を行ったことが始まりです。

市の花ヒマワリで、皆さんの心に残るような風景を作りたいの思いから、市ひまわり推進協議会では、今年も市内六カ所に五十五万本のヒマワリを植えました。

「かながわ花の名所100選」にも選ばれ、市外からも多くの方が訪れるひまわり広場。

身近で見られる座間市の夏の風景として、ヒマワリの咲き誇る様子を、ぜひ家族や友だちと一緒にご覧になってください。

ヒマワリの開花状況やイベントの詳細については、次のホームページをご覧ください。

- 市観光協会ホームページ  
<http://www.zama-kankou.jp/>
- 市ひまわり推進協議会ホームページ  
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~za-hima/>

### あなたの撮ったヒマワリの写真を募集します

市の花ひまわり写真コンクールの募集方法について、詳しくは8面をご覧ください。



「道の日」ロゴマーク

# 8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」です



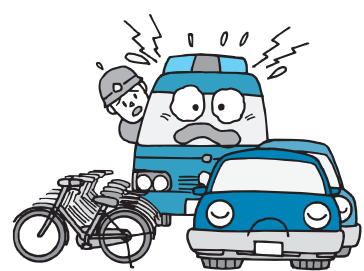
道路は、わたしたちの毎日の生活に欠かすことのできない重要な物です。皆さんは、道路に投げ捨てられた空き缶やたばこの吸い殻などを目にしたり、放置された自転車やバイクが邪魔で歩きづらかったりして、不快な気持ちになったことはありませんか。

八月は「道路ふれあい月間」、八月十日は「道の日」です。この機会に、皆さんの生活に最も身近な存在である道路を、安全で快適な空間にできるよう、あらためて考えてみましょう。

担当 道路管理課 ☎046(255)8564 FAX046(255)3550



歩道設置工事により歩行者の安全が向上したさがみ野地区の踏み切り



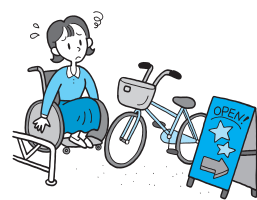
**違法駐車はやめましょう**  
少しの間だけならいいだろうとか、一台だけならいいだろうなどと安易な気持ちで違法駐車をしていませんか。違法駐車は、交通渋滞を引き起こしたり、交通事故を発生させる原因になります。また、消防車や救急車などの通行を妨げ、現場への到着を遅らせてしまう原因にもなります。

**道路に障害物を置くことは危険です**  
道路に置かれていた看板や、歩道にはみ出して並べられている商品陳列棚などは、歩道を狭くし、通行の妨げになります。また、電柱やガードレール、植樹帯などに立て付けられた看板や張り札は、その角や取り付けるための針金などが通行する人に当たると大変危険です。

また、道路から宅地へ車などを入れるための乗り入れブロックも、自動車などをよける時につまずくこともあり通行に大変危険です。

道路を占有し利用するときは、道路管理者から道路占有許可を受けなければなりません。また、道路上の

**あなたの違法駐車は、人命にかかわる事態を引き起こす可能性がありますか。**一人一人がルールを守り、違法駐車は、絶対にやめましょう。



広告物は県の条例（県屋外広告物条例）によって禁止されています。道路に通行の障害となる物を置くことは、やめてください。

## 生け垣の手入れは忘れずに



地元中学生による道路脇の清掃活動

良好な居住環境をつくる上で、生け垣が果たす役割

や重要性は大きく、市でも生け垣設置に対する奨励金の制度を設けるなど、市民の皆さんに積極的に生け垣を設置するよう呼び掛けています。しかし、その生け垣や植木が道路に大きく張り出してしまつては、近隣の方や通行する人にとって迷惑なものとなってしまいます。枝が道路に張り出すことのないように、しっかりと手入れと管理をするようお願いいたします。



## 次期総合計画の策定に向けて

### 一言メッセージを募集します！

「あなたが思いえがく12年後の座間」をテーマに、市民の皆さまから一言メッセージを募集します。お寄せいただいた一言メッセージは、次期総合計画策定の意見とさせていただきます。

応募に当たっては、8月または9月の水道の検針の際に、使用量のお知らせと一緒に、はがきを配布します。このはがきに、メッセージを記入しお寄せください（切手は不要です）。

ぜひ市民の皆さんの思いをメッセージに託し、ご応募いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、水道の検針は、市内を東西2地区に分割し、2カ月に1回実施しています。お住まいの地域によっては、はがきの配布が遅れますので、ご了解ください。

はがきがお手元に届かない方や複数枚必要な方は、郵送いたしますので、担当にご連絡ください。

※イラストは、子どもたちが座間への思いを描いてくれた「わたしの座間」絵画コンクールの金賞作品です。



田んぼの中にひまわりタワー

### ざま子ども議会を開催します！

次期総合計画を策定するに当たって、ふるさと座間を担う次世代の意見を反映するため、将来のまちづくりなどをテーマにざま子ども議会（市内小中学生による市議会の疑似体験）を開催します。

なお、子ども議会は、平成13年に市制30周年を記念して実施して以来、2回目の開催となります。

○議員数 23人（小学生11人、中学生12人）

○開催予定日・場所 8月20日（木）、市役所6階座間市議場

※当日の様子は、後日広報ざまや市ホームページでお知らせします。

担当 政策課 ☎046(252)8287 FAX046(255)3550



## 夏休み交通安全子ども映画会

### 上映作品 オズの魔法使いの交通安全の旅

とき	ところ	時間
7月21日（火）	立野台コミュニティセンター	午前10時～11時
	ひばりが丘南児童館	午後3時～4時
22日（水）	青少年センター	午前10時～11時
23日（木）	相武台コミュニティセンター	午前10時～11時
24日（金）	ひばりが丘コミュニティセンター	午前10時～11時
28日（火）	相模が丘コミュニティセンター	午前10時～11時
	鳩川児童館	午後3時～4時
29日（水）	東原コミュニティセンター	午前10時～11時
30日（木）	市立ちぐさ保育園	午前10時～11時

※各会場では、映画上映後に子どもたちにも分かりやすく楽しめる交通安全のお話し（寸劇）をします。

担当 市交通安全対策協議会（安全対策課内）  
☎046(252)8158 FAX046(252)7773



# みんなの健康



担当 保健医療課 保健係 ☎046 (252) 7225 予防医療係 ☎046 (252) 7213 FAX046 (252) 7043

## WE LOVE ZAMA! 健康体操講座

市民の歌「WE LOVE ZAMA!」をベースとした健康体操などで楽しく健康づくりができるWE LOVE ZAMA!健康体操講座を、これまでの小松原・東原・立野台・相模が丘コミュニティセンターに加えて、本年度から新たにひばりが丘・相武台コミュニティセンターでも開催します。



○とき

### 【相武台コミュニティセンター】

8月	1日(土)	12月	5日(土)
9月	5日(土)	1月	9日(土)
10月	3日(土)	2月	6日(土)
11月	7日(土)	3月	6日(土)

午前10時～11時30分

### 【ひばりが丘コミュニティセンター】

7月	25日(土)	12月	19日(土)
8月	29日(土)	1月	23日(土)
9月	26日(土)	2月	20日(土)
10月	24日(土)	3月	27日(土)
11月	28日(土)		

午前10時～11時30分

※小松原・東原・立野台・相模が丘コミュニティセンターでの開催日程は、担当にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

- 参加費 無料
- 持ち物 上履き

※運動ができる服装でお越し下さい。

- 申込方法 当日直接会場へ

担当 健康づくり課  
☎046(252)7995 FAX046(255)3550

## 健康相談

保

▽とき=7月28日(火)午前9時30分～10時30分受け付け▽ところ=東地区文化センター▽内容=身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談▽持ち物=健康手帳▽申込方法=直接会場へ

## 個別健康相談

保

▽とき=随時▽ところ=市役所1階保健医療課▽内

## 救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違のないように!

予

### ◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科		消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日:午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日:午後6時～9時45分
外科		消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後6時～10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日:午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日:午後6時～9時45分

### ◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後10時～翌日午前8時
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。	午後10時～翌日午前7時(重病の場合は午前8時)

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。

国民健康保険の被保険者が入院したときに、被保険者証と一緒に提示すると1カ月の保険診療費が負担割合にかかわらず自己負担限度額までに制限される「国民健康保険限度額適用認定証」と「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は七月三十一日です。八月一日以降も認定証が必要な方は、再度申請が必要です。

なお、これらの認定証の適用区分は、国民健康保険加入世帯員の所得に基づいて判定されています。八月一日以降の適用区分判定は、平成二十一年度(平成二十年分)の所得の申告状況に基づいて再判定されます。

## 国民健康保険加入者の皆さんへ

**国民健康保険限度額適用認定証と国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証**

○申請日 八月三日(月)  
○申請場所 市役所一階国民健康保険課  
○持ち物 ①印②有効期限切れの「国民健康保険限度額適用認定証」か「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」  
担当 国民健康保険課  
☎046(252)7043

### 国民健康保険特定疾病療養受療証を更新

七十歳未満の国民健康保険被保険者で慢性腎不全の認定を受けて人工透析を受けている方の「国民健康保険特定疾病療養受療証」というのは、毎年八月に、前年の所得を基に自己負担限度額を再判定しています。該当する方には、八月一日からの新しい療養受療証を送付しますので差し替えて

### 国民健康保険高年齢受給者証の更新

現在お持ちの国民健康保険高年齢受給者証(以下「高年齢受給者証」という)の有効期限は、七月三十一日です。新しい高年齢受給者証は七月下旬に世帯主あてに送付します。

### 国民健康保険高年齢受給者証の更新

高年齢受給者証は、国民健康保険に加入している、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)該当者を除く七十歳から七十四歳の方に交付されています。その一部負担金の割合は、前年の市県民税の課税所得などに基つき、毎年判定し直します。そのため、今回届く高年齢受給者証は、

高年齢受給者証は、国民健康保険に加入している、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)該当者を除く七十歳から七十四歳の方に交付されています。その一部負担金の割合は、前年の市県民税の課税所得などに基つき、毎年判定し直します。そのため、今回届く高年齢受給者証は、

受給者証に記載されている一部負担金の割合と、今お持ちの高年齢受給者証の一部負担金の割合が異なる場合があります。また、一部負担金の割合が二割と判定された方は、平成二十二年三月三十一日までは一部負担金の割合が一割に据え置きかれます。

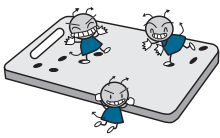
八月一日以降に医療機関で受診するときには、今回送付する高年齢受給者証と国民健康保険被保険者証の両方を窓口で提示してください。また、現在お持ちの高年齢受給者証は、八月一日以降は使用できません。担当または各出張所に返却してください。

なお、満七十五歳の誕生日を迎えた方は長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の該当者になります。そのため、高年齢受給者証の有効期限は国民健康保険被保険者証と同様に、誕生日の前日になります。

担当 国民健康保険課  
☎046(252)7043

## 8月1日～7日は食中毒予防週間 食中毒予防キャンペーン

8月1日～7日は、食中毒予防週間です。食中毒は、ちょっとした不衛生から発生してしまいます。以下に気を付けて、食中毒を防ぎましょう。



### 食中毒予防の心得

- ★こまめに手を洗いましょう
- ★食品は十分に加熱しましょう
- ★調理器具は清潔にしましょう

また、期間中、次の日程で市内で食中毒予防キャンペーンも開催します。食品衛生相談コーナーが開設されるほか、クイズに答えると景品がもらえたり、参加者に粗品が進呈されたりします。

○とき 8月5日(水)午後2時～  
○ところ サミットストア座間ひばりが丘店(ひばりが丘4丁目)内

### 問い合わせ先

厚木保健福祉事務所食品衛生課 ☎046(224)1111  
厚木地区食品衛生協会 ☎046(222)7643

担当 保健医療課  
☎046(252)7213 FAX046(252)7043







【座間市のお知らせ】No.837

平成21年 (2009年) 7.15

◆平成21年(2009年) 7月15日発行  
◆座間市秘書室情報推進課編集  
〒228-8566  
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550  
URL: http://www.city.zama.kanagawa.jp/  
☎ : http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/

新型インフルエンザの感染予防対策の徹底を

現在、新型インフルエンザの感染が拡大しておりますので、予防に心掛けましょう。

特に、妊娠中や糖尿病などの方は、新型インフルエンザに感染すると重症化する可能性がありますので、ご注意ください。



予防方法として、次のことに気を付けましょう。

- ・しっかりとせっけんによる手洗いや、うがいをしましょう。
- ・抵抗力を高めるため、休養と栄養を十分とりましょう。
- ・咳やくしゃみなどによる感染を防ぐため、マスクを着用しましょう。

担当 保健医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

楽しい夏! 水難事故を無くしましょう!



まもなく夏本番! 海や川そしてプールなどレジャーを楽しむ機会が多くなる季節です。しかし残念ながら毎年多くの水難事故が起こる季節でもあります。

市消防本部では、水の事故が多くなる夏に備え、救助用ゴムボートや水難救助資機材を使用した訓練を重ね、素早く適切な救助活動ができるように万全の準備をしていますが、皆さんも水に対する危険意識を持ちましょう。



訓練を行う消防隊員

大切な家族や自分自身が水難事故に遭わないように、また遭ってしまったときに慌てないように、次の『水辺の安全10カ条』を心掛けて水難事故のない楽しい夏を過ごしてください。

「水辺の安全10カ条」

- その1 泳ぐ前には必ず準備体操をする!
- その2 疲労時や飲酒時は絶対に泳がない!
- その3 水に対する油断や過信をしない!
- その4 子どもたちだけで海や川、湖などに行かない! 行かせない!
- その5 危ないと感じたら、自分の子どもでなくても注意する。
- その6 立ち入り禁止など危険な場所を示す標識には必ず従う。
- その7 警報やサイレンが鳴ったときは特に注意する。
- その8 事故を目撃したときは、大声で周りに知らせ助けを求める。
- その9 119番通報をするときは、現場の状況をできるだけ詳しく伝える。
- その10 万が一の場合に備えて、救命講習会などに参加して、心肺蘇生法や応急処置の方法を身につけておく。

担当 消防署管理課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215

長期優良住宅(200年住宅)に対する固定資産税の減額措置



長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、平成20年度税制改正により、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅について固定資産税の減額制度が創設されました。

減額の対象となる住宅

住宅の種類	(1) 平成21年6月4日~平成22年3月31日の間に新築された住宅 (2) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして所管行政庁(神奈川県)の認定を受けて新築された住宅 (3) 住宅部分と住宅以外の部分とがある場合(併用住宅など)は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅
床面積	専用住宅 50㎡以上(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上) 280㎡以下 併用住宅 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

減額される範囲及び減額される税額

居住部分が120㎡以下の場合	固定資産税額(家屋)の2分の1
居住部分が120㎡を超え280㎡以下の場合	120㎡相当分の固定資産税(家屋)の2分の1(120㎡を超える部分は減額されません)

減額される期間

一般の住宅	新築後5年度分
3階建以上の中高層耐火住宅	新築後7年度分

減額を受けるための手続き

新築した年の翌年の1月31日までに、所管行政庁(神奈川県)から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書(写し)を添え、市役所2階固定資産税課に申告書を提出してください。

その他

長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用されます。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

市の花ひまわり写真コンクール



市観光協会では、ひまわり広場で撮影された写真を対象に「市の花ひまわり写真コンクール」を開催します。

皆さんのとっておきの一枚をぜひ応募ください。  
○応募規定 今年のひまわり広場で撮影した未発表の作品で、応募は一人1点。四つ切(ワイド可)のカラー単品写真でプリント仕上げとし、作品には必要事項を記入した応募票を張り付けること



- 賞 最優秀賞1点、優秀賞9点、入選10点に賞状と副賞を贈呈
- 応募方法 8月17日(月)~8月31日(月)に〒228-8566市役所商工観光課写真コンクール担当あて郵送(当日消印有効)または持参(土曜・日曜を除く午前8時30分~午後5時)
- ※作品に張り付ける応募票の入手方法や詳細については、市観光協会事務局にお問い合わせください。

「座間市観光協会」会員募集!

市観光協会では、市民の財産である地域資源を守り、育てながらも、新たな観光資源の発掘をしていきます。またこれらを次世代につなげるために、地域住民の皆さんとともに、観光事業の充実によるまちの発展や地域活性化活動に取り組んでいただける会員を募集します。申し込み方法など、詳しくは同協会事務局へお問い合わせください。

- ・個人正会員 年会費 一口1,000円
- ・事業所等正会員(個人事業所、法人、団体など) 一口5,000円
- ・賛助会員 年会費 一口3,000円

問い合わせ先 市観光協会事務局 ☎046(205)6515 ☎046(205)6516  
担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

子どもも大人も科学の不思議な体験をしてみよう!  
第4回 ざまミニ・サイエンスカーニバル

- と き 8月1日(土) 午前10時~午後3時
- ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)小ホールほか
- 内 容 プログラミングでロボットが動く、はしご車に乗ってみよう、AIBOやロボットと遊ぼう、ダンボールの不思議、科学実験、科学工作いろいろ、おもちゃ病院



- 参加費 無料
- 参加方法 当日直接会場へ

問い合わせ先 市民活動サポートセンター ☎046(255)0201  
担当 協働まちづくり課 ☎046(252)8237 ☎046(255)3550

「市民ふるさとまつり」参加団体募集

11月8日(日)に座間中学校や、市役所ふれあい広場で開催する「座間市民ふるさとまつり」の参加団体を募集します。

- 多くの市民の皆さんの力で、この祭りを盛り上げていきましょう!
- 参加内容 ①ステージの部(文化芸能活動発表) ②模擬店の部  
※今年度、パレードは実施しません。  
※営利目的の参加はできません。  
※模擬店のテントについては、1団体につき1張までとなります。  
※今年度から、参加団体に対し駐車料金として1台につき1,500円を徴収します。
- 参加資格 市内の社会福祉登録団体、社会教育登録団体、実行委員会が認めた団体  
※5人以上で構成している団体とします。  
※暴力団および暴力団に関係があると警察が認めた場合や、居所不明・素行不良など「座間市民ふるさとまつり」にふさわしくない場合は出品者として承認できません。  
※申し込みが多数のときは抽選。
- 申込方法 市役所2階協働まちづくり課に備え付けの申込書または市役所ホームページに掲載の申込書に必要事項を記入し、8月3日(月)~17日(月)に担当に提出
- ※申し込み団体には、参加の承認の可否や詳細について9月下旬に通知します。

担当 座間市民ふるさとまつり実行委員会事務局(協働まちづくり課内) ☎046(252)7966 ☎046(255)3550



ほさか はやと 保坂 颯人ちゃん H20.10.30生まれ 男 相武台2丁目  
おおぬき りょうま 大貫 僚真ちゃん H20.8.3生まれ 男 相武台2丁目  
うづき まさてる 卯月 優輝ちゃん H20.11.25生まれ 男 入谷5丁目  
いのうえ そうが 井上 爽雅ちゃん H20.10.8生まれ 男 南栗原2丁目

